

防衛省職員の身分を有したまま海外転居（国内転入）する場合の共済手続きのご案内

出張等により防衛省の職員の身分を有したまま海外への転居または海外から国内への転入（住民票の移動を伴うもの）が決まりましたら、速やかにお手続きをお願いします。

なお、共済組合の各種手続きは、組合員本人が行うことになっていますが、組合員ご本人が所属支部長へ「委任状」を提出することにより、国内外に派遣されている間ご家族の方が共済組合の手続きを行うことができるようになります。詳細は[こちら](#)でご確認ください。

項目	必要な手続き	内容及び手続き方法等	手続き窓口
1	介護保険 (1) 介護掛金	<p>「介護保険第2号被保険者資格取得・資格喪失届」を電子申請にて提出してください。</p> <p>介護保険は、国内に住所がある40歳以上の方が加入します。海外への転出等により、介護保険第2号被保険者の資格を喪失する場合は「介護保険第2号被保険者資格喪失届」を提出してください。当該届け出を提出することで、介護掛金の源泉控除が停止されます。</p> <p>国内への転入等により、介護保険第2号被保険者の資格を取得した場合は改めて「介護保険第2号被保険者資格取得届」を提出してください。当該届出を提出することで、介護掛金の源泉控除が開始します。</p> <p>添付書類：住民票の除票または住民票</p>	<p>市ヶ谷センター掛金調整係 共済組合電子申請サイトよりご提出ください。</p> <p>コンタクトセンター TEL 050-3651-0805 (受付時間：平日9：00～17：00)</p>
2	長期（年金） (1) 住所変更 (2) 被扶養配偶者がいる場合	<p>(1)国家公務員共済組合連合会からの「ねんきん定期便」等の郵送のため、以下の場合は「長期組合員資格変更届」を電子申請により提出してください。</p> <p>国内に留守宅の住所がなく、国内の親族宅に送ることを希望する場合は、その住所を届出ください。（〇〇様方）</p> <p>国内に郵送先住所がない場合は、転居する国名のみを組合員住所Ⅰのカナ住所欄と漢字住所欄に記入してください。</p> <p>なお、国内へ転入した際は「長期組合員資格変更届」により改めて住所を届出してください。</p> <p>(2)被扶養配偶者（国民年金第3号被保険者）の方が配偶者の海外赴任に同行するため住民票を抜く場合は、「国民年金第3号被保険者関係届」を電子申請により提出してください。</p> <p>国民年金第3号被保険者は、生計維持に加え「日本国内に住所を有する」ことが要件ですが、日本国内に生活の基礎があると認められる場合は、「海外特例要件に該当」となり引き続き国民年金第3号被保険者となります。</p> <p>また、国内へ転入した際は「海外特例要件非該当」となりますので改めて「国民年金第3号被保険者関係届」を提出してください。</p> <p>添付書類：住民票の除票（海外転居の場合）または住民票（国内転入の場合）</p> <p>※国民年金第3号被保険者のお手続きの詳細についてはこちらをご確認ください。</p>	<p>市ヶ谷センター年金係 共済組合電子申請サイトよりご提出ください。</p> <p>コンタクトセンター TEL 050-3651-0805 (受付時間：平日9：00～17：00)</p>

項目	必要な手続き	内容及び手続き方法等	手続き窓口
3	組合員貸付金 財形貸付	防衛省から給与が支給されている間は、源泉控除による弁済が継続されますので必要なお手続きはありません。 新たに借入金の申込み等を希望し、その手続きをご家族に委任される場合は「委任状」をご提出ください。 (GIGOへの派遣の場合は、収納代行により組合員様の金融機関口座より引き落としによる弁済となります。)	市ヶ谷センター貸付係 コンタクトセンター TEL 050-3651-0805 (受付時間：平日9：00～17：00)
4	貯金 定額積立貯金	防衛省から給与が支給されている間は、源泉控除が継続されますので必要なお手続きはありません。	支部貯金係窓口
5	組合員売掛金	防衛省から給与が支給されている間は、源泉控除による返済が継続されますので必要なお手続きはありません。 新たに借入金の申込み等を希望し、その手続きをご家族に委任される場合は「委任状」をご提出ください。 (GIGOへの派遣の場合は、収納代行により組合員様の金融機関口座より引き落としによる弁済となります。)	支部物資係窓口
日 本 生 命	保険料等の手続き	速やかに共済組合支部の常駐職員（日本生命）にお問い合わせをしてください。	支部団体保険窓口
明 治 安 田 生 命	保険料等の手続き	速やかに共済組合支部の常駐職員（明治安田生命）にお問い合わせをしてください。	支部団体保険窓口
弘 濟 企 業	保険料等の手続き	速やかに共済組合支部の弘済企業（株）出張所にお問い合わせをしてください。	支部団体保険窓口
防 生 協	掛金等の手続き	速やかに共済組合支部の地域担当者（各基地等常駐職員等）にお問い合わせをしてください。	支部団体保険窓口